

平成 17 年度環境技術実証モデル事業検討会 有機性排水処理技術ワーキンググループ会合(第 2 回) 議事概要(案)

1. 日時：平成 17 年 12 月 7 日(水) 15:00～17:00

2. 場所：霞山会館 さくらの間

3. 議題

- (1) 実証試験要領の見直し及び手数料項目について
- (2) 今後のスケジュールについて
- (3) その他

4. 出席検討員：藤田正憲(座長)、岡田光正、中井尚、名取眞

オブザーバー：大阪府環境情報センター 森村潔

広島県保健環境センター 冠地敏栄

事務局(環境省)：水・大気環境局総務課環境管理技術室 徳永室長

瀬川室長補佐

田中企画係長

島

総合政策局総務課環境研究技術室 高橋調整係長

事務局(財団法人日本環境衛生センター)：環境科学部 西尾

加藤

総務部 堀江

5. 配布資料

資料 1 実証試験要領の見直しのポイント

資料 2 小規模事業場向け有機性排水処理技術(厨房・食堂、食品工場関係)
実証試験要領(第 3 版)(案)

資料 3 小規模事業場向け有機性排水処理技術(厨房・食堂、食品工場関係)
実証試験要領(第 2 版)に対する修正(案)

資料 4 手数料の概算(案) < 委員限り >

資料５ 今後のスケジュール（案）

参考資料

- １ 平成１７年度環境技術実証モデル事業検討会有機性排水処理技術
ワーキンググループ設置要綱
- ２ 平成１７年度環境技術実証モデル事業実施要領（第３版）

６．議事

会議は公開で行われた。

（１）実証試験要領の見直し及び手数料項目について

「実証試験要領の見直し及び手数料項目について」は、資料１～４になっており、分けて検討した。

（１）－１ 実証試験要領の見直しのポイントについて

- ・事務局から、資料１に基づき、前回の議事の確認を含めて、実証試験要領の見直しのポイントを説明。

【中井検討員】騒音、においについては、実証試験では所見程度で良いとしているが、現場では重要な項目であることから、配慮が必要である。

【藤田座長】この点については、申請者の希望又は必要に応じて測定することとし、実証試験要領に記載する。

（１）－２ 「 ．緒言」、「 ．実証試験実施体制」及び「 ．実証対象技術の審査」

- ・事務局から、資料２、３に基づき、実証試験要領の「 ．緒言」、「 ．実証試験実施体制」、「 ．実証対象技術の審査」の変更点についての説明。

【岡田検討員】２ページの「コスト」については、地域差等があり評価が困難な場合は実証しなくてもよいとの意味で「並びにコスト」としているとのことだが、分かりづらいと考えられる。また、コストは重要な項目である。

【事務局（環境省）】「可能な限り」等として、注釈を付けることとする。

【藤田座長】環境技術実証モデル事業検討会は環境省、ワーキンググループ（ＷＧ）は実証運営機関が設けている検討会であるが、ＷＧはモデル事業検討会の下部組織であることをどこかでオーソライズする必要があると考えられる。

【事務局（環境省）】省内で検討して、次回に報告したい。

【岡田検討員】５ページの実証機関への委託は、環境省又は実証運営機関となっているのはどうか。

【事務局（環境省）】手数料に含まれない部分があり、これらは予算の関係上、当面は環境省からでないと委託できないためである。

【藤田座長】試験を中止した場合、それまでの費用を申請者が負担としているが、手数料

は前払いか。

【事務局（環境省）】前払いを考えている。

【広島県（冠地氏）】試験の方法によって手数料の額が異なるのではないか。

【事務局（環境省）】実証機関で実証試験計画が策定された後、手数料額が確定され、手数料が実証運営機関に支払われることとなる。

【中井検討員】7ページに「辞退可能」としているが、「止むを得ない理由がある場合には」のような制限が必要と考える。

【事務局（環境省）】手数料制である限り、自由に辞退できるべきであるとの考えがあり、このような文面としている。省内で再検討する。

【岡田検討員】辞退すると、試験結果の取扱はどうなるか。

【事務局（環境省）】これまでのやり方から考えると、本事業に選定された技術として、技術名は公表されるが、報告書は公表されない状態となる。辞退までの試験結果は申請者にお返しすることとなると考えている。

【岡田検討員】試験がうまくいかずに辞退する場合、次年度に再度申請するというのもあるのでは。

【大阪府（森村氏）】これまでに、ベンチャーで会社の立ち上げのために次年度再申請することとして辞退した例がある。

【岡田検討員】手数料徴収体制となる以上、開発者の育成という観点から考えると、これまでのように全ての情報を公開するのではなく、試験がうまくいかずに辞退したことまで明らかにする必要はないのでは。

【事務局（環境省）】他の技術分野にも関わることであるため、持ち帰り省内ですり合わせを行いたい。

【広島県（冠地氏）】7ページの対象技術の審査において、「手数料が負担可能であるか」が要件として加わっているが申請会社の概要を調べる程度か。

【大阪府（森村氏）】申請書に負担可能な手数料の範囲を明記してもらえばよい。

【事務局（環境省）】手数料が前払いであれば、詳細な調べはなくとも担保できるのではないか。

（１） - ３ 「 ．実証試験の準備」及び「 ．実証試験の方法」

・事務局から、資料２、３に基づき、実証試験要領の「 ．実証試験の準備」、「 ．実証試験の方法」の変更点についての説明。

【岡田検討員】16ページでは、「騒音は必要に応じて測定」としているが、どのようにして測定するのか。

【大阪府（森村氏）】規制法規等では敷地境界での測定であるが、境界の測定では実証対象機器等の騒音であるかがわかりづらく、あまり意味が無いため所見で良いと考える。ただし、申請者が測定を希望する場合も考えられることから、「必要に応じて」となる。

【中井検討員】また、測定が必要な場合もあると考えられる。

【岡田検討員】測定の必要な場合があることを考えると、騒音、においの測定方法を明記することが必要ではないか。

【藤田座長】これは、実証機関が実証試験計画に明記するしかない。

【名取検討員】16、17ページの記述について、生物学的処理では、寒冷地の屋外では、規模の小さいものは水温が低すぎて試験できないこともあると考えられる。

【藤田座長】実際の試験では、水温等も測定している。

【事務局（環境省）】低温での試験を申請者が要望すれば（低温への対応が売りの処理装置等）、実施することとなる。

【名取検討員】18ページでは、「JISに従って試料採取」と記載している所は、どのJISであるかを明記すべきである。

（１） - ４ 「VI．実証試験結果報告書の作成」及び「 ．実証試験実施上の留意点」
・事務局から、資料2、3、4に基づき、実証試験要領の「VI．実証試験結果報告書の作成」、「 ．実証試験実施上の留意点」の変更点についての説明。

【岡田検討員】実証機関は自治体、NPO等であると思うが、手数料に一般管理費は必要ないか。また、試験の途中で辞退した場合、手数料のうち使わなかった分を返却しているが、その技術の改善すべき点等を実証機関が共同で研究することとし、返却しないことも一つの方法ではないか、

【大阪府（森村氏）】内容のある報告書を作成することが重要であり、手数料は返さない方が良くとも考えられる。

【藤田座長】環境省としては、返却しないことは可能か。この点は他のWGとのすり合わせが必要である。また、一般管理費の件についても、同様の検討が必要である。

【事務局（環境省）】持ち帰って検討する。

（１） - ５ その他の変更点について

・事務局から、資料2、3に基づき、実証試験要領の「付録」、「資料」の変更点についての説明。

【名取検討員】42ページでは、報告書へ「維持管理に必要な技能」を記載することとしているが、技能とは資格か。

【大阪府（森村氏）】該当する装置（機器）を運転・維持管理するために必要な技能を記載する項目であり、一般的な資格のことではない。

41ページの箱ひげ図については、ここにいる方はわかるが、一般には説明が必要と考えられる。

【藤田座長】これで「実証試験要領の見直し及び手数料項目について」の検討を終わりますが、この試験要領案の取り扱いは。

【事務局（環境省）】ここで検討いただいた内容は、省内へ持ち帰って検討し、その後座長と相談した後、各委員にメール等で確認頂いて実証試験要領を確定することとしたい。

（委員了承）

(2) 今後のスケジュールについて

- ・事務局から、資料 5 に基づき、「今後のスケジュール」を説明。

意見等は特になく、本日の意見を踏まえた実証試験要領の修正版を座長に確認頂いた後公表し、次回(3 回WG : 2 月予定) では実証機関の公募について検討することとなった。

(3) その他

【事務局(センター)】本日の議事については、議事要旨を事務局の責任で作成し、後日ホームページで公開する。

(委員了承)